



2018年9月5日発行

NPO法人

湘南ふくしネットワークオンブズマン

「成年後見支援センターだより」

編集責任者 相川 裕
〒253-0043 茅ヶ崎市元町5-2 2
永井ビル3階
電話・FAX 0467-85-6660



<成年後見支援センター主催 講演会のお知らせ>

最期まで自分らしく生きる～在宅医療の現場から～

日時: **2018年10月13日(土)**

第1部 講演会 13時30分～16時 定員50名
第2部 成年後見相談会 16時15分～16時45分 **3組**

場所: 茅ヶ崎市役所本庁舎4階 会議室4・5

申込み: **10月10日(水)まで**

0467-85-6660

電話またはFAXで(相談会希望の有無も)



講師紹介

引野雅子(ひきのまさこ) 医師

★経歴★ 山梨医科大学医学部卒 茅ヶ崎徳洲会病院、
聖路加国際病院で研修 横兵みなと赤十字病院緩和ケア
病棟勤務 医療法人茅青会 内山クリニック勤務
平成28年5月20日 ひきのクリニック開業(茅ヶ崎市内)

★資格★ 日本在宅医学会専門医

★所属学会★ 日本在宅医学会 日本緩和医療学会
日本内科学会

★地域活動★ 湘南がんサポート委員会代表
特別養護老人ホームつるみね配置医

岩崎泰士(いわさきたいじ) さん メディカルアシスタント

(相談窓口・医療補助・医療と介護の連絡調整・現場での介護提供、運転手等)
介護士としてこれまでの16年間の経験を活かしながら医師と二人で頑張っています!!

★資格★ 介護福祉士
介護支援専門員

後援: 茅ヶ崎市

* 2017年度成年後見支援センター相談内容 *

成年後見支援センター(以下「当センター」と略称します)の2017年度(2017年4月~2018年3月)における相談支援の概要をご紹介します。

以下の相談内容の記載は、当センターに課せられた守秘義務を遵守するため、相談者を特定できない程度に簡略化してありますのでご了承願います。



- ・親族を後見人候補者として申し立てをしても、近年の家庭裁判所(以下「家裁」と略称します)の傾向として第三者(専門職)後見人が、選任される割合が高くなっていること、また後見人は家裁が職権で選任するため、親族以外の者が後見人に選任された場合は、家裁の許可がないと申し立てを取り下げできないことを説明したところ、申し立てを見送ったケースが2件ありました。
- ・専門職団体から後見人候補者の推薦を受け、本人と候補者の引き合わせを当センターで行いました。
- ・後見人候補者と本人及び相談者(家族)との顔合わせが月間3件ありました。
- ・数年前に障がいのある子の後見相談をし、その後自分自身の任意後見契約の相談をされた方から、今回は認知症になった妻の後見相談があり、結果的に当センターで家族全員の後見相談を受けました。
- ・当センター主催の講演会、シンポジウム、出前ミニ講座及び外部団体の催事などでは、相談会を開催して毎回数名の参加者から個別に相談を受けました。
- ・妻の後見人をしていた夫が、高齢になり後見人活動が難しくなったため、夫が後見人を辞任できないか、また、代わって娘が後見人となることができるか相談を受けました。後日、「家裁に申し立てを行い夫の辞任が認められ、娘が後任の後見人に選任されました。」と相談者から報告がありました。
- ・任意後見契約の相談は、ほぼ毎月ありますが、多い月は8回(4件)の相談を受けました。
- ・当センターでは、関連機関(市役所、家庭裁判所、専門職団体、地域包括支援センター、福祉相談室など)と連携して相談業務を行っております。多い月には関係機関との連携が41回(8件)ありました。
- ・当センターに来ることができなくなった親族後見人のため、郵便、電話、ファクシミリを使って、報告書の記載方法や添付資料などについてのアドバイスを行いました。
- ・親族後見人(父)から、子が入所する施設の対応について相談があり、権利擁護相談に移行して当法人の弁護士が相談に応じました。



*福祉相談室との連携 *

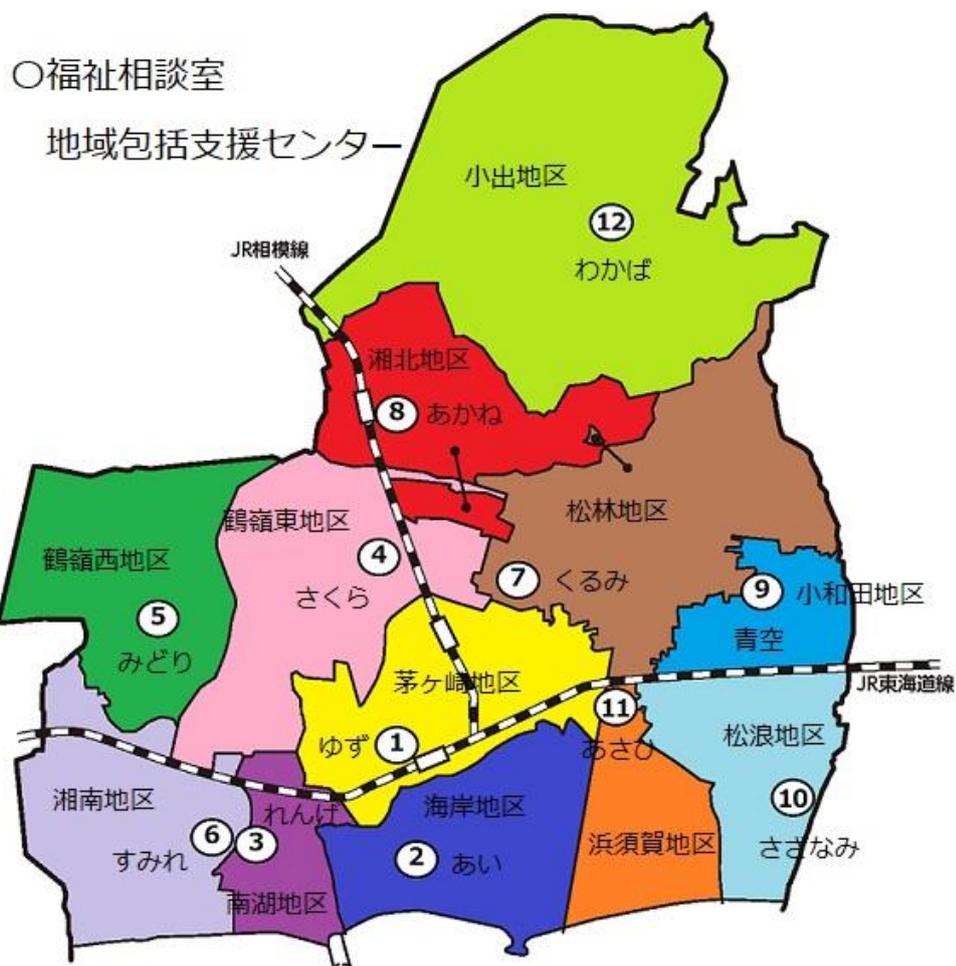
平成30年2月13日(火)、市内の福祉相談室と当センターとの意見交換会が開かれました。当センターから相談員3名が参加し、任意後見制度について、予め福祉相談室の職員から出された複数の質問に応じていくかたちで、任意後見契約に関するいくつかの事例を織り交ぜながら説明をしました。

この意見交換会は、平成29年11月に実施された、市内の地域包括支援センターの社会福祉士部会と当センターとの意見交換会に続くものでした。

当センターでは、日頃の業務においても、福祉相談室や地域包括支援センターとの連携を互に取り合っ、市民の方々からのご相談をお受けしています。

なお、福祉相談室は、地区内の保健・医療・福祉に関する総合的な初期相談窓口として平成23年10月から地域包括支援センター内に設置され、平成26年10月には市内12地区にあります。(下図参照)

一方、地域包括支援センターは、介護保険法に定められた、おおむね中年期、高年期の地域住民を対象に、保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行なう機関であり、各種相談や介護予防のケアプラン作成などに対応してもらえます。



* 出前ミニ講座の報告 *

<小和田地区民生委員児童委員協議会>

平成30年2月6日(火)13:25から小和田コミュニティーセンターにて小和田地区民生委員児童委員の勉強会として、出前ミニ講座を行いました。成年後見支援センターの概要を紹介したのち、パワーポイント画面を見ながら、成年後見制度(法定後見・任意後見)について事例を交えて分かりやすく解説しました。「わたしの覚え書き」の有用性にも触れましたが、個人情報のため、記入指導・情報管理が難しいという意見も出ました。その後、3つのグループに分かれ質疑・討議し、代表者がその結果を発表しました。「全体を通してわかりやすい説明で、これまでとっつきにくい制度と思っていたのですが、本人の権利を守る、より身近なものとしてとらえることができました」との感想をいただきました。



<NPO法人 あいむ湘南>

平成30年6月14日(木)13:00から小和田地区にある、NPO法人あいむ湘南(ヘルパー派遣事業所)事務所内でスタッフ15名の参加のもと出前ミニ講座を開講しました、はじめに成年後見支援センター活動の内容を紹介後、法定後見制度、そして任意後見制度を資料に沿って説明しました。出席者の中には既に親族後見人として携わっている方もいました。今回は開講前に質問事項の提出があり、その回答も含め、理解しやすいように努めました。講座途中にも関わらず訪問支援の時間が迫り、慌ただしく出掛ける方もいて、私たちの説明にも真剣な眼差しで聞き入っている姿が印象的でした。

講座終了の数日後、感想カードが届き、「成年後見支援センターの存在はまことに心強いです」のコメントに大変嬉しく思いました。

編集後記

- ・自分はまだ先と思わないように！ (C)
- ・暑すぎて海より家でエアコン。(Y)
- ・福祉相談室や地域包括とも連携！！(N)
- ・後見制度を活用し憂いを有終の美に(M)
- ・大雨に酷暑に耐えつつ風には秋も(H)
- ・後見制度 知って知らせて利用促進(T)

NPO法人 湘南ふくしネットワークオンブズマン

成年後見支援センター

住所：茅ヶ崎市元町5-22 永井ビル 3階

電話・FAX： 0467-85-6660

月・水・金の10:00~17:00(祝祭日はお休み)

相談無料・個人情報必ず守ります・要予約